平成２２年（フ）第３３０号
新潟市中央区女池３丁目43番16号　緑荘
債務者　青柳　一義
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４９号
新潟市東区中山４丁目２番４―414号
債務者　佐々木千春
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５５号
新潟市南区大通黄金７丁目17番地16　リーフガーデンＣ101号
債務者　田村　絵里（旧姓二瓶）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８２号
金沢市彦三町１丁目16番６号
債務者　中森　明美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５２号
愛知県江南市古知野町高瀬19番地
債務者　松岡トシオこと　ＭＡＴＳＵＯＫＡ　ＮＥＬＳＯＮ　ＴＯＳＨＩＯ
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２８４号
愛知県稲沢市祖父江町上牧中外1021番地
債務者　道脇みさ枝
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５５６号
京都市左京区山端壱町田町８番地の６　京福修学院マンション208
債務者　小林　高行
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
京都府宇治市小倉町南堀池44番地の８
債務者　上田喜代美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８５号
京都府宇治市小倉町南堀池44番地の８
債務者　上田　節子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
京都市山科区四ノ宮小金塚１番地374
債務者　伊藤恵方美（債務発生時の姓島田）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
京都市伏見区醍醐切レ戸町１番地の15
債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
京都市上京区新烏丸通下切通シ上る東入新烏丸頭町184番地　グロリアスマンション205号、申立時の住所京都市左京区二条通川端東入８筋目上る石原町284番地　ハイツ瀬野103
債務者　バーバーバーこと　西浜　彰寛
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９３号
京都府宇治市伊勢田町中山47番地の６
債務者　道下美津恵
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
京都市伏見区横大路天王前１―１　伏見日光ハイツ２号315号室中塚方、申立時の住所京都市伏見区深草越後屋敷町73番地10　メゾン田所201
債務者　牧野板金こと　牧野　英彰
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７４７号
京都市右京区京北下弓削町西浦６番地１
債務者　池村　州平
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８７２号
京都市左京区田中西樋ノ口町83番地　島村方
債務者　田中　　寿
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８７９号
京都市山科区安朱馬場ノ東町27番地　大黒屋マンション２階203号室
債務者　上村奈美江（債務発生時の姓櫛田）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係